

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
業務・マネジメント部会（平成 30 年度第 1 回）議事要旨

日時：平成 30 年 11 月 29 日（木）10:00～12:00

場所：中央合同庁舎 3 号館 10 階 共用会議室 A

委員からの主な発言

資料 3-1 ①業務の履行期限の平準化について

- ・履行期限は従来からフォローできる定量的な数字であるが、そもそもの目的を考えると、個々の業務、タスクにおいてマイルストーンが散らばっていれば、必ずしも履行期限にこだわる必要はないのではないか。
- ・目標設定をどのようにするかが重要。現状は 3 月が 50%、1～2 月が 25%に設定されているが、3 月を 30%、1～2 月を 20%として達成できないか検討していただきたい。また、ウィークリースタンスの実効性をどう高めるかが重要。
- ・平準化の目標を完了月にするのは良いと思う。ただし、どうやって実現するのか、コントロールするのが課題。各地方整備局等はどのような施策をしようとしているのか。
- ・予算要求する段階から、どの業務をもっと早く、どの業務をもっと遅く終わらせるかという調整をするべき。
- ・地方整備局や事務所の独自の取組や実施効果を国土交通省全体で共有すべき。
- ・工事の平準化や業務の平準化だけでなく、発注者の働き方改革による生産性向上も一緒に考えるべき。
- ・これからの問題として、罰則規定があるため、労働時間の遵守がより求められるが、そのためにサービス残業が増加し、環境が劣悪化することで技術者の処遇が悪くなり業界の人气が下がるなど悪循環が懸念される。たとえば予算の半分からいを 9 月納期にする案や、成果が途中段階でも仮検査・仮払いを行う案、欧米のフレームワークのように複数年複数業者との合意や契約する案など、数値目標だけではなく、従来取り組んでいないことについて検討すべき。

資料 3-1 ②地域の守り手について

- ・災害を行政区だけで何とかしようとするのは無理がある。経済区、地域区、行政区の 3 つが有り、区域によって必要な手段が違う。国交省のできる範囲は限定されるが考えていくべき。また、国土交通省として情報を発信していくべき。
- ・建設コンサルタンツ協会として 6 つの課題を認識している。
 - ①労働基準法 33 条は災害時の緊急性が必要な業務を対象としており、地域外からの応援者は対象となる。これに関し、送った地域での既往業務の人員が手薄になるため、既往業務を代替する者にも適応を拡大してほしい。
 - ②既往業務の業務中止命令が出された場合、適切に工期延長をしていただきたい。
 - ③地方では災害対応はボランティアと言われる場合がある。
 - ④災害時の補償ルールを明確にしていきたい。
 - ⑤本復旧の業務の迅速性を考えた場合、随意契約とすることはできないか。
 - ⑥大規模災害時等の緊急時体制について検討して欲しい。
- ・災害時は民間の補償については全体的に拡大してはどうか。テックフォースなどは警察や消防のようにはなっていないと思う。また、災害時に貢献した業者に速やかに仕事ができる仕組みが必

要ではないか。

- ・災害時は迅速性が必要。一方、災害時にはボーリング機械の調達が困難になり、費用も高くなる。災害時の積算を工夫していただきたい。

資料3-1 ③事業監理業務の導入について

- ・配置される管理技術者や主任技術者は、通常では複数の業務を担当し利益を出しているが、PPPは専任となるため、コンサルタントの経営を考えたときになかなか参加意欲が高まらないという傾向がある。また業務内容が不明確な点として、業務が拡大した場合、業務量の増大に応じて円滑に設計変更していただきたい。
- ・管理技術者、プロジェクトマネージャーなどの用語はいろいろな場面で少しずつ意味が異なって使われていることがある。直轄事業での用語として整理し、明確化すべき。

資料3-2 報告事項

- ・総合評価の予定価格の上限と調査基準価格があるとすると、下限に張り付くケースが多く、本当の意味で技術競争になかなかない。総合評価の調査基準価格を引き上げる、応札者の一番安くてリーズナブルな価格を下限にする等、総合評価を機能させてもらえればと思う。当面できないのであれば、プロポを拡大する等。
- ・若手の活用は大賛成だが、総合評価は品質と価格を総合的に評価するものなので、全国ルールとして若手が配置されていたら加点するというのは違和感がある。

—以上—